

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の  
派遣に関する法律施行令案（概要）

- 1 法科大学院において裁判官が行う教授等の業務に係る法科大学院設置者の国庫納付金の金額及び納付の手続
  - (1) 法第6条第2項に規定する政令で定める金額（国庫納付金の金額）は、各年度ごとに、5万円（当該裁判官が判事補である場合にあっては、3万円）に、当該裁判官が当該法科大学院において教授等の業務を行った日数（取決めで1日未満の単位をもって定められている場合には、8時間を1日として換算した日数）を乗じて得た金額とする。
  - (2) 法第6条第2項の規定による国庫納付金は、歳入徴収官の発する納入告知書によって、当該裁判官が当該法科大学院において教授等の業務を行った年度の翌年度の6月15日までに国庫に納付しなければならないものとする。
- 2 検察官その他の一般職の国家公務員（検察官等）が法科大学院に派遣された場合における社会保険関係法の特例等について
  - (1) 法第8条第2項又は法第14条第4項の規定による読替え後の国家公務員共済組合法（国共済法）第99条第2項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額を定める。
  - (2) 法第15条第1項の規定による読替え後の地方公務員等共済組合法（地共済法）第113条第2項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額を定める。
  - (3) 法第16条第2項の規定による読替え後の私立学校教職員共済法（私学共済法）第28条第1項の規定により学校法人等及び国が負担すべき掛金の額等を定める。
  - (4) 検察官等が公立大学法人の設置する公立大学の法科大学院に派遣された場合における地共済法の適用関係について定める。
  - (5) 検察官等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合における国共済法等・私学共済法等の適用関係について定める。
  - (6) 警察庁所属職員等が法科大学院に派遣された場合における地共済法等の適用関係について定める。
- 3 施行期日等（附則関係）
  - (1) 施行期日 この政令は、法の施行の日（平成16年4月1日）から施行する。
  - (2) 国共済法施行令について所要の改正を加える。
  - (3) 地共済法施行令について所要の改正を加える。
  - (4) 1(1)の基準となる額は、法科大学院における教授等の業務に係る報酬等の実情を勘案し、適宜、当該額の見直しその他の措置について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果について所要の措置を講ずるものとする。